

一般社団法人十勝地区サッカー協会入会金及び会費並びに登録料に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人帯広地区サッカー協会(以下「本協会」という。)定款第9条の規定に基づく会員の入会金及び会費及び定款第14条の規定に基づく登録会員の登録料について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により入会金を納入しなければならない。ただし、定款第26条第2項の規定に基づき正会員として入会した者又は賛助会員として入会した個人又は法人及び特別会員として入会した者は入会金を免除する。

正会員として入会した個人 1,000円

正会員として入会した法人 10,000円

(会 費)

第3条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により会費を毎年納入しなければならない。

正会員として入会した個人 1,000円

正会員として入会した法人 20,000円

賛助会員として入会した個人 一口 10,000円 一口以上

賛助会員として入会した法人 一口 20,000円 一口以上

特別会員として入会した者 一口 10,000円 一口以上

(登録会員の登録料)

第4条 登録チームは、次の各号に定める方式により算出した登録料を毎年、財団法人日本サッカー協会(以下、「日本協会」という。)の電子計算組織により登録(以下「Web登録」という。)をした後、納入しなければならない。

(1)第1種登録チーム 46,000円 + 登録選手数 × 3,100円

大学登録チーム 44,000円 + 登録選手数 × 3,100円

(2)シニア種チーム 46,000円 + 登録選手数 × 2,600円

(3)第2種登録チーム 42,500円 + 登録選手数 × 1,900円

(4)第3種登録チーム 24,500円 + 登録選手数 × 1,500円

(5)第4種登録チーム 24,500円 + 登録選手数 × 1,500円

(6)女子登録チームのうち

一般・大学チーム 31,000円 + 登録選手数 × 3,100円

高等学校チーム 26,500円 + 登録選手数 × 1,900円

中学校・小学校チーム 24,500円 + 登録選手数 × 1,500円

但し、公認指導者証発行済の登録チームは監督登録料2,000円が免除される。

2 フットサル登録しようとするチーム及び選手は、財団法人日本サッカー協会「フットサル登録制度」に定める登録料を毎年納入しなければならない。

3 一般社団法人十勝地区サッカー協会が主催するフットサルの北海道大会帯広地区予選に出場する全ての選手及びチームは本規則に定めるところに従い、フットサル登録を行わなければならない。

4 大会に出場しようとするチームは、大会毎にチーム登録票を提出し、所定の「チーム登録料」を納付する。ただし、チームに登録される選手は、前2号の個人登録を完了していなければならない。

5 連盟及び町村協会は、当分の間、登録料を免除する。

6 前各号に定める基準日は、毎年4月1日現在とする。

(選手証・チーム確認証の再発行手数料)

第5条 登録チームは、選手証又はチーム確認証を滅失又は紛失したときは、遅滞なく再発行の手続きをしなければならない。この場合、選手証又はチーム確認証1枚につき1,000円の手数料を支払うものとする。

(その他の申請)

第6条 財団法人日本サッカー協会の基本規程で定める登録等に関わる申請については、会員又は会員になろうとするものは、本協会を通してすべての申請を行うものとする。

(規則の改正)

第7条 本規則の改廃は、総会の議決を経て、これを行う。

附 則

1 この規則は平成22年4月1日より施行する。